

## SRID 活動報告

### 日本の開発協力政策に関する一考察 オファー型協力の戦略的な展開に向けて

松田教男・鈴木博明・神田道男  
SRID 会員

#### 1. 勉強会の背景・経緯

2023 年 6 月に「開発協力大綱」が改定されたことを契機に、国際開発研究者協会（SRID）の松田教男、神田道男、鈴木博明、福田幸正及び山下道子を中心とするメンバーが「日本の開発協力政策に関する」勉強会を実施した。主な目的は、二国間開発援助機関、国際開発金融機関等の現場で、長年開発業務に携わってきた SRID 会員の知見を共有し、日本の開発協力政策や実施体制に関する提案をとりまとめ、同政策の策定と実施の改善に貢献することである。

新大綱では、日本の国益増進に資するためにも「オファー型協力」の導入が重要と述べているが、従来明示的には言及されてこなかったこうした協力方式が経済・社会開発を通じた開発途上国の国益増進や国際的な公益の実現というこれまでの開発協力の理念と矛盾することなく適用することができるのか否かという関心から、オファー型協力を勉強会の中心テーマに設定した。

勉強会は 2023 年 9 月から 2024 年 4 月頃まで合計 8 回実施し、そこでの議論の結果と、その後のオファー型協力の動向に係るフォロー・アップ（2025 年 5 月まで）と分析の結果を踏まえて、日本の開発協力政策に関する勉強会報告書「[日本の開発協力政策に関する一考察－オファー型協力の戦略的な展開に向けて－](#)」を、松田教男、鈴木博明及び神田道男が中心となって作成した。報告書の構成と章ごとの要約は以下のとおり。なお、報告書及び報告書要約の内容は、あくまで著者 3 名の見解であり、SRID の公式見解ではない。

#### 2. 報告書の構成・内容

##### (1) 第 1 章：オファー型協力とは

新大綱発表以来外務省が公表してきたオファー型協力に係る説明資料や戦略文書を踏まえると、政府が考えるオファー型協力導入の狙い、特徴、具体的な進め方、戦略的に取り組む分野（①気候変動への対応・GX、②経済強靱化、③デジタル化の促進・DX）などの概要が分かる。

オファー型協力推進に係る政府予算が特別に用意されているわけではない。一方、ODA を触媒とした民間資金の動員に向けた取組み（有識者会議の提言を踏まえた JICA 法の改正等の各種措置）が進められている。

「経協(海外経済協力)インフラ戦略会議」、「グローバルサウス諸国との新たな連携協力に向けた方針」等の政策文書など、(企業の)海外展開促進に係るどの政策文書でもオファー型協力の活用が強調されている。また、最初の対外的コミットの間であった「ASEAN 特別首脳会議 (2023 年 12 月)」において、オファー型協力を含めた日本の ODA が民間投資を拡大するための触媒として活用されることが強調されている。

## (2) 第 2 章：オファー型協力導入の背景についての考察

新大綱では旧大綱 (2015 年 2 月) に比して国益の側面がより強調されているが、これは我が国初の「国家安全保障戦略」(2023 年 12 月閣議決定) が ODA の供与方針の上位戦略と位置付けられたことが大きな要因と考えられる。また、我が国が置かれている経済的環境の変化と地政学的状況の変化もオファー型協力導入の主要な要因と考えられる。

経済的環境の変化については、我が国のバブル崩壊後の経済的停滞(国力の衰退)や、社会保障費や防衛費の増大に伴う財政的制約に伴う ODA の量的縮小、他の先進諸国からの圧力や国民の理解と支持の必要性に伴う ODA の質的变化(アンタイド化の進展、成果重視等)、日本企業の国際競争力強化支援の必要性などがその背景に存在する。

地政学的状況の変化については、東西冷戦終了後の欧州、特にロシアの大混乱とプーチン大統領登場後の影響力の拡大、ロシアのウクライナ侵攻に伴う日本を含む世界への悪影響や、アジアにおける中国の経済的・政治的影響力の著しい増大、軍事的脅威の拡大、米中対立・競合の拡大といった中での日本を取り巻く国際環境の大幅な変化(悪化)への対応の必要性がその背景にある。

オファー型協力を通じた国益増進に対しては、国内外の有識者からの批判が少なからず存在する。その要点は、1) 開発協力は、開発途上国の「人間の安全保障」の実現、もしくは国際的な公益の増進に貢献するためのものであり、自国の国益の増進を目的とすべきではない、2) オファー型協力は、日本企業の受注を前提としており、ODA のアンタイド化に逆行するもので、開発途上国の利益に反する、3) 開発に必要な資金が不足している開発途上国は、援助国に対し弱い立場にあり、開発を進めるためにはオファー型協力を受け入れざるを得ない、などと指摘されている。

外交に関する世論調査(2024 年 10・11 月)結果を分析すると、日本国民の多くは世界の複合的危機や課題への対処のために国際協力が不可欠であり、国際的な公益の増進が必要、人道上の義務としての途上国支援が必要と認識している。他方、国際協力が必要と思う理由としては、エネルギー資源などの安定供給確保に資するからといった狭義の国益増進が挙げられ、対外経済で重点を置くべき分野としては、エネルギー・鉱物資源・食料の確保、半導体、医薬品などの重要物資の安定供給確保が挙げられるなど、国民は狭義な国益の大切さもよく認識していると思われる。

日本と経済成長を遂げた主要援助対象国（特に中進国）との関係が、開発援助の関係から経済協力の対等なパートナーへと進化し、今後、民間投融資がより多くの役割を果たしていく。開発途上国にとって援助国の選択肢が増えたことを踏まえると、日本の製品・技術・事業提案の比較優位性を客観的に示すことが重要である。同時に、発展の初期段階にあり、援助供与を求める相手を選択する余地が少ない LDC に対する特別な配慮も必要である。

更に、安全保障を確立する外交手段としてのオファー型協力を含む開発協力の課題としては、1) 日本の最重要パートナーであるアメリカの新政権の対外政策との乖離、2) 開発途上国の対外的な政治・経済的立場の多様化、3) 安全保障重視による経済・社会開発の実態が伴わないオファー型協力案件が形成されるリスク、といった複雑な事項にも留意が必要である。

### (3) 第3章：日本の二国間援助におけるオファー型協力導入に至る歴史的背景

#### ①過去の二国間援助案件発掘・形成方法の変遷とその背景

日本が開発途上国に対する開発協力を開始して以降の候補案件の発掘・形成方法の歴史的変遷とその背景を概観すると、以下の4つの時代区分に整理が可能であろう。

- i) 民間主導型の案件発掘・形成（1950年代後半～1970年代後半）
- ii) 行政主導型の案件形成：民間主導型 ODA に対する批判への対応と貿易黒字還流のために増額された ODA 予算の有効活用
- iii) 現地 ODA タスクフォース設置による案件形成・整理（2000年代～現在）
- iv) 「オファー型協力」の導入・制度化（2023年～）

#### ②オファー型協力とは何かー過去の類似の開発協力の事例から考える

1970年代後半からの政府（行政）主導型の案件形成時代以降の日本の開発構想から取り組んだオファー型に類似の事例（日本側から提案して実施した事例）をもとに、構想の主体を念頭に整理すると、以下のように類型化が可能であろう。

|     | 政治主導型                                                                     | 政府（行政）主導型                                                                  | 民間連携（民間提案）型                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多国間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首脳外交型</li> <li>・途上国提案型</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域協力型</li> <li>・ドナー国間協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協調型</li> </ul>                                            |
| 二国間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策対話ミッション型</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ODA 予算計上型（～2008）</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発協力（1974～2003）</li> <li>・民間支援事業</li> <li>・投融資事業</li> </ul> |

政治主導型（政治的イニシアティブ）の案件のうち、首脳外交型は 1970 年代後半以降から、アセアン地域を重点にした案件（工業化協力、人づくり協力、及び科学技術協力）が該当。途上国提案型は、タンザニア・キリマンジャロ州総合開発計画が、（ハイレベル）政策対話ミッション型は、インドネシア・米増

産アンブレラ協力、中国・環境協力、タイ・東部臨海開発、日本人材開発センターがそれぞれ該当。

政府（行政）主導型の案件のうち、広域協力型は、2000 年代以降途上国の開発課題に対し、日本の得意な分野で長期的協力を行った例であるアセアン工学系高等教育ネットワーク、アフリカ・コメ倍增計画、中米広域防災能力向上計画が該当。ドナー国間協力は、1980 年代末から 2000 年にかけて ODA 予算が増加する日本と米国との間で実施された日米共同プロジェクト及び日米コモンアジェンダが該当。ODA 予算計上型は、事業目的に応じた予算項目が確保された事業であり、毎年計上予算が公表されたため、商社、開発コンサルタント、ジェネコン、メーカー等が案件形成し、途上国政府に働きかけるケースが多かった形態。具体的には、水産無償、食糧増産援助、留学生受入事業（無償資金協力）、地形図作成事業、地下水開発調査、資源開発基礎調査、海外開発計画調査が該当。

民間連携（民間提案）型の事例は、開発協力事業（関連インフラ、試験的事業）や、民間支援事業（協力準備調査支援、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、草の根技術協力、地球規模課題対応国際科学技術協力、海外投融資事業）が該当。

オファー型協力案件形成に参考となる事例としては、多様な関係者の参加がみられた中国に対する環境協力、大規模なタイ東部臨海開発計画（円借款主体）、インドネシア・米増産アンブレラ協力（技術協力と無償資金協力が主体）、及びペルー・ミチキジャイ地区鉱物資源開発基礎調査が典型例。

以上の事例から、相手国政府から要請書を取り付けるが、実際には日本政府の構想、政策的提言による多くの案件が実施されてきたことが分かる。2000 年代以前には、民間企業等のイニシアティブとそれに対する政府の補助金によって形成・実施されてきた事業が多かったが、2000 年代前後以降の日本経済の停滞、ODA 実施体制の大幅変更、補助金事業や目的別予算計上の廃止、現地 ODA タスクフォースの活用（先方との政策対話を含む）、国別開発協力方針と事業展開計画の作成など、政府側主導による案件形成が中心になり、民間サイドからの案件形成が難しくなったことも、開発協力分野での民間の参画（投資等）を促すオファー型協力導入の背景にあると考えられる。

#### （4）第 4 章：オファー型協力案件の実例

##### ①全般的状況

2025 年 5 月までの段階で、オファー型協力を活用した案件が正式にコミットされたのは、6 か国（カンボジア、モザンビーク、マダガスカル、フィジー、ラオス及びブラジル）の案件のみである。このうち、開発協力目標、開発シナリオ及び協力メニューまで公開されたのはカンボジアとフィジーのみである。

また、開発協力大綱の改定以降、2025 年 5 月までに国別開発協力方針が更新されたのは 37 ヶ国に及ぶが、同方針にオファー型協力の活用を明記した国は 2 か国（カンボジア及びインド）のみである。オファー型協力対象国の選定基準は未公開だが、関係省庁と民間の参加が確保され、相手国側が了承しない限りオファー型協力は成立しないことなどから、今後も選定基準が明示されることはないと考えられる。

オファー型協力の活用がコミットされた 6 か国の事例は時系列順に下記のとおりである。他方、オファー型協力を活用予定と公表しながら、宙に浮いている案件（中央アジア 3 か国：天然資源の輸送路整備）もある。

## ②カンボジア：デジタル経済社会の発展支援

2023 年 12 月の日・カンボジア首脳会談において実施が決定された。協力メニューのうち、「国立データセンター整備支援（無償資金協力）」と「通信ネットワークの高度化及び人材育成（実証事業等：総務省担当）」は実施中である。また、「デジタル環境アセスメントの実施（調査・技術協力等：JICA 担当）」は実施済み。その他既存のコアとなる技術協力事業や無償資金協力事業に加え、新規プロジェクトも形成・実施の途上にある。2024 年 3 月には官民ラウンドテーブル会議が開催された。

以上のとおり、カンボジアのオファー型協力案件は比較的順調に推移中である。他方、日本国内ではデジタル分野は必ずしも進んではおらず、世界的には遅れている。また、日本側が 5G 対応の通信インフラ整備を提案したのに対し、カンボジア側が先ずは 4G の普及を図りたいとの意向を示した経緯もあり、MOU のような正式な合意文書は未作成であり、将来の内容変更も想定される。

## ③モザンビーク：サプライチェーン強靱化のためのカーボデルガード州安定化

2023 年 11 月の日・モザンビーク外相会談にて、オファー型協力も活用し、カーボデルガード州の安定化及び北部地域全体の成長に繋がる多角的な開発を共に進めるため、実現に向けて調整していくことを確認した。現在に至るも協力メニュー等の詳細は未公表である。

具体的案件としては、テロ・治安対策関連の 3 件の無償資金協力事業が合意・実施されつつある。しかし、現在も州都を除く州の全域が危険レベル 3（渡航中止勧告）であり、こうした協力により治安が劇的に改善することはあまり期待できそうもない。

なお、同州の大規模ガス田（6 鉱区）のうち 2 鉱区でガス田開発が進んでおり、日本も JBIC、NEXI、JOGMEC 等の公的機関と、三井物産や 3 メガバンクを含む民間銀行団が大規模な出資・支援を行っているが、同事業は 2021 年 4 月以降建設作業が停止している。直接の背景には、武装勢力による治安の悪化があるが、治安悪化の根本原因には、日本勢を含む外国資本による化石燃料資源

の収奪的な採掘・搾取の構造、膨大な債務問題が潜んでいるとの指摘もある。

日本企業が大々的に参画している戦略物資 LNG の開発事業の重要性は理解できるが、治安状況改善の見込みが立たず、様々な問題が指摘されている中、本案件は中長期的かつ包括的な取り組みであるオファー型協力の対象としては必ずしも適当とは言えないと考えられる。

#### ④マダガスカル：都市圏の広域開発と重要鉱物の生産技術底上げ

2024 年 4 月の日・マダガスカル外相会談にて、オファー型協力を活用して、都市圏の広域開発と重要鉱物の生産技術底上げに繋がる協力に取り組み、経済強靱化を共に進めていくことで一致。また、日本の対アフリカ投資案件として最大規模のアンバトビー・ニッケル事業についても、引き続き両国で協力していくことを確認した。

アンバトビー・ニッケル事業には、住友商事が 20 年前から参画しているが、度重なる生産不調で累計損失が 4,000 億円規模に膨らみ、2024 年 12 月までに、プロジェクト・ファイナンスにかかる約 3,300 億円規模の債権が全額放棄された。マダガスカルなど赤道直下に近い国のニッケル鉱山は、処理が難しい鉱石が多く採れるため、鉱石を電池材料や電子部品向けなどに使うには、最先端技術による独特の加工が必要であるが、技術面を担うパートナーのカナダの企業が完全撤退したことから、住商は再建か撤退かという極めて厳しい選択を迫られている。

本件オファー型協力は、現在円借款で建設中の「トアマシナ港拡張事業」を中心として案件が形成（構成）されると見込まれるが、協力メニュー等の詳細は現在に至るも未公表である。対象となり得るその他の案件としては、既にコミット済の「トアマシナ電力アクセス改善計画（無償資金協力）」、「トアマシナ市上水道システム拡張・改善計画（無償資金協力）」に加え、日本企業の参画が期待されている「Volobe 第 2 水力発電所建設計画」などがある。

ニッケルやコバルトの埋蔵量が多いマダガスカルに対する本件オファー型協力は、我が国の経済安全保障と気候変動対策の推進の双方に貢献する案件と考えられるが、アンバトビー・ニッケル事業が厳しい局面に瀕している中、日本政府としても何らかの対策を講じる必要性に迫られている。

#### ⑤フィジー：フィジー及び大洋州地域の防災・早期警戒体制強化

2024 年 7 月の日・フィジー首脳会談にて、フィジーにおけるシームレスな防災体制の構築に係るオファー型協力活用案件の実施が合意された。協力メニュー等は 2025 年 3 月に公表された。本件は大洋州全域を対象とした広域案件として実施予定であり、下記のとおり比較的順調に推移している。

内閣府担当分のうち、「準天頂衛星『みちびき』の災害危機管理通報サービスの

実証」については、みちびき公募実証事業の一つとして、「インドネシア及びフィジーにおける、信号認証サービスを用いた『適正な漁業操業に対するエンドースメント』及び MADOCAPPP の測位制度検証と災害通報の利活用実証」が採択され、フィジーにおいて 2025 年 1 月までに実施された。因みに、2024 年 7 月採択の「第 10 回太平洋・島サミット共同行動計画」では、フィジーでの実証事業の成果を踏まえて、将来は太平洋島嶼国・地域全体での実用化を目指す」と記載されている。

また、「気象予警報業務の高度化及び大洋州地域中核拠点の整備に係る能力強化計画」は既に開始された模様である。「災害復旧スタンド・バイ借款」及び「太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画（無償資金協力）」も両政府で合意形成済みである。

⑥ラオス：ラオス及び周辺諸国の脱炭素化に向けたクリーン電力活用促進－ラオスを ASEAN 再エネのバッテリーへ

2024 年 10 月の日・ラオス首脳会談にて、日本側は「オファー型協力の検討を含め、周辺国との電力連結性強化とラオスのクリーン電力による脱炭素化に向けた協力」を実施する意向を示し、同時に開催された第 2 回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合でも、「ラオスでは、電力供給の安定化を支援し、将来的には同国を域内のクリーンエネルギー供給基地として、地域の脱炭素化に貢献するための、オファー型協力を検討していく」意向が表明された。

協力メニュー等の詳細は未公開だが、具体的案件として、「メコン地域のクリーンエネルギー主流化に向けた電力供給管理システム整備計画（無償資金協力）」等が対象案件と見込まれる。同案件は、ロシアのウクライナ侵攻以降の石油製品や穀物などの国際価格高騰の影響もあって、外貨準備高が約 2 か月分と危機的状況にあるラオスの経済・財政事情の改善に寄与するものであり、日本政府が注力している AZEC の推進にも資する優良な案件といえる。

他方、ラオス国内の電力需要の拡大に伴い、2025 年以降段階的な電力料金の引き上げが実施されつつある中、新たな水力発電インフラの開発を行う場合、対外債務の大幅増加に留意するとともに、輸出を優先させれば国内の家計や企業活動に悪影響を与えるので、ラオス側はこれらを軽減するための慎重な政策対応が必要となる。協力する日本としても何らかの配慮・対応が望まれる。

⑦ブラジル：日伯共創で描く環境と食料の新たなエコシステムの構築

2025 年 3 月の日・ブラジル首脳会談にて、日本側は 2024 年に立ち上げた「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ」の下、オファー型協力も活用しつつ、劣化牧野回復やアマゾン違法森林伐採対策を柱として協力を進めていく旨が言及された。ブラジル側は、アマゾンの保護と気候変動対策に向けた更なる連携への意欲を表明した。

同時に合意した「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン 2025-2030」には、日本及びブラジルの民間部門と研究機関とも連携し、劣化牧野の生産力及び持続可能性を回復・改善するための協力を推進することが明記された。また、2021 年から実施中の「先進的レーダー衛星及び AI 技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」を拡大する等、既存の協力事業の拡大をベースに、新たな（民間・公的）資金も導入のうえ、今後の協力が展開されることが示唆されている。

#### ⑧中央アジア 3 か国－天然資源の輸送路整備

2024 年 8 月に開催予定であった初の「中央アジア＋日本」対話・首脳会合が延期され、現時点で未開催ではあるが、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンの「カスピ海ルート」整備に係るオファー型協力の取りやめは想定されておらず、JICA では候補案件のリスト化や個々の案件（無償資金協力等）の準備を進めている模様である。但し、コーカサス諸国を含め、どの国をオファー型協力の対象とするかは流動的な模様である。

本案件は、税関手続きのデジタル化や、共通の税関システムの導入を支援するとともに、一度に多くの荷物を検査できる大型機材も供与し、通関の効率化を図ることが主目的である。道路や鉄道、港湾など老朽化したインフラについては、G7 各国と連携し、民間資金も活用しながら整備する方針と思われる。

また、日本企業の中央アジア諸国での活動を後押しし、同地域の豊富な天然資源の確保を通じて日本の経済安全保障の強化につなげることが日本側の主要課題であり、延期中の首脳会合が開催され、合意形成がなされ次第動き出すと想定される。

なお、現在ロシアのサンクトペテルブルクからイランを経由し、インドのムンバイを陸と海で結ぶ「南北国際輸送路」の整備が進められており、ロシアにも資する本件オファー型協力では、対ロシア経済制裁とも関連した政治的な配慮も必要である。

### (5) 第 5 章：総括

#### ①オファー型協力の現状

政府内では「オファー型協力」そのものに対する共通認識が得られておらず、外務省以外の（参画を期待される）多様なアクターはそれぞれの都合に合わせた様々な解釈をしている模様である。オファー型協力の運用は未だ試行錯誤の段階にあるが、以下のような様々な課題がある。今後、これらの解決を図り、期待通りの成果が得られるよう軌道に乗せていくことが期待される。

#### ②今後の課題

##### i) オファー型協力案件の形成と実施

案件の形成：オファー型協力の対象国の決め方、標準的な（金額）規模や、案件形成方法などは明示されておらず、今後も選定基準等は公開されない可能性が高い。オファー型協力案件の発掘・形成にはかなりの時間を要するの

で、事前に包括的な調査や相手国側との協議を行い、マスタープランを作成した上で協力プログラム・メニューを検討することが望ましい。広域事業として案件形成を進めることもあろうが、この場合は地域協力機構等の会合の場で議論のうえ、対象各国との協議を行うのが適当かつ現実的であろう。

オファー型協力案件の採択：案件の採否は外務省主導の各省連絡会において協議されることとされているが、基礎調査、優良案件パッケージの形成等、上流部分の準備作業では、JICA 等の ODA 実施機関が関わることが不可欠である。

オファー型協力案件の実施方法：個々の構成案件については、従来通り正式要請書の取り付けが必要となるが、オファー型協力は 5 年程度の中期的な取り組みになることから、協力メニューの内容・スケジュール等の状況の変化に応じた柔軟な軌道修正も必要となるであろう。

オファー型協力の実施体制：オファー型協力は大規模かつ多様・多数のアクターが関わるので、円滑な運営のためには制度整備と併せて、外務省の開発協力連携室を中心とする案件組成・候補案件の管理機能の強化、実際の人員の充実、権限の付与等の体制整備が不可欠である。

## ii) 関係国・関係機関との共創

開発途上国政府及び関係機関との共創：オファー型協力案件の提案が相手国に採択されるため、経済・財務・技術的に実行可能、かつ対象国の優先課題の解決に資することを立証するとともに、マクロ経済分析、セクター分析、F/S 作成の各段階で、当該国政府及びその他の関係機関との共創が重要である。なお、途上国の有識者に、オファー型協力も含めた日本の国益重視の開発協力への批判的見解があるが、彼らの理解を深めるためにも、相手国のあらゆる関係先との意思疎通の下、双方の国益に貢献しうる案件の共創が重要である。

民間セクターとの共創：オファー型協力は民間セクターとの共創が前提のため、上流段階から将来の実施を担うと想定される民間セクターが参画しやすい体制・制度の構築が必要である。特に手続きの簡素化や迅速化への配慮が要求されるが、同時に公平性、透明性の確保、利益相反の排除等にも留意が必要である。相手国との包括的取決めは、将来の方向性を決めるだけに慎重な対応が必要である。また、日本の政府側は ODA を触媒として、政府資金をできるだけ節約し、より多くの民間資金の動員を目指すとともに、短期的な成果発現に固執する傾向があるが、民間セクターのインセンティブを阻害するようなことだけは避けるべきである。

国際機関等他ドナーとの連携：マクロ経済分析やセクター分析及び政策協議に比較優位をもつ国際機関を案件発掘・形成の上流の段階で巻き込むことに

より、当該被援助国のマクロ政策、開発戦略及び特定セクターの政策・戦略と整合性のとれた案件を効率的に発掘・形成でき、協調融資等の連携・協力も可能となる。また、近年の複合的危機、変化の激しさ、不確実性の高まりといった状況下、各ドナー国・国際機関も様々なステークホルダーとの共創の必要性を認識している。Win-win かつ対等なパートナーシップとなるよう留意しつつ、互いの比較優位を活かし、ケースごとに効果的な連携方法を考えるべきである。

iii) 安全保障を確立する外交手段としての問題点

開発協力が国家安全保障を実現する外交政策の一環として規定されている以上、外交手段としてのオファー型協力を含む開発協力の抱える以下の様な問題点を事前に認識しておく必要がある。

日本とアメリカの外交政策の乖離：日本だけでなく世界中の国々に強い影響力を持つアメリカの新政権の外交政策は、2025 年 1 月の新政権発足以降、WHO からの脱退、地球温暖化に関するパリ協定からの再離脱決定、USAID の人員・予算の大幅縮小等、国際的な協調路線から大きく乖離しつつある。

開発途上国の多様化する外交的な立場：世界の多極化が進行する中、開発途上国はそれぞれの国益を追求している。刻々と変化していく多極化した国際情勢の下、オファー型協力を国益増進のため、戦略的に活用するためには、独自の外交方針に照らし合わせ、候補案件の発掘・形成に多大なコストと時間がかかるオファー型協力案件の必要要件を明確にし、重点地域及び対象国を事前に決めておくことが望ましい。